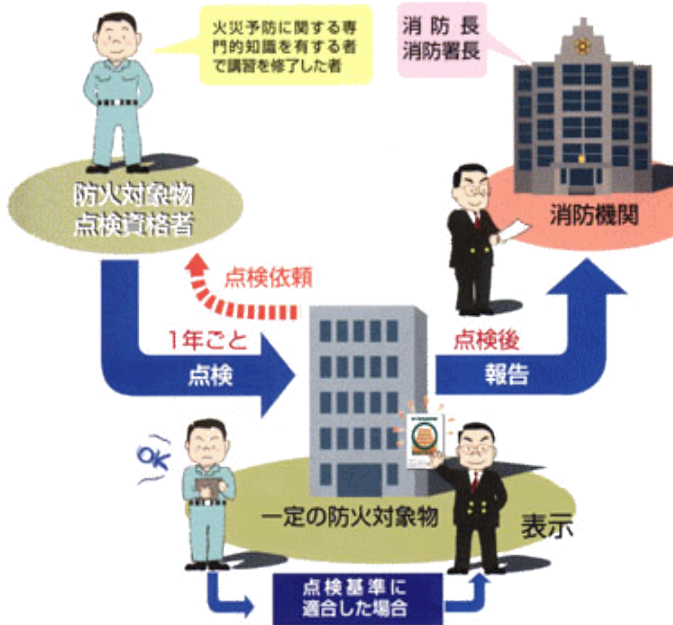


# 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理権原者は、防火管理上必要な業務等について**防火対象物点検資格者**に1年に1回点検をさせ、その結果を消防署長に報告する制度です。

点検の結果、防火対象物が基準に適合している場合は、点検済の表示を付けることができます。



## ■ 表示

- 表示は、防火対象物の全ての部分が、点検時に消防法令に係わる点検基準に適合していること(特別認定を受けている部分を含みます。)を示すものです。
- 表示は、見やすい所に付されることにより、利用者に点検基準に適合していることを情報提供するものです。



## 主な点検項目

防火管理者を選任しているか

消火・通報・避難訓練を実施しているか

避難階段に避難の障害となるものが置かれていないか

防火戸の閉鎖に障害となるものが置かれていないか

防災対象物品にその旨の表示が付けられているか

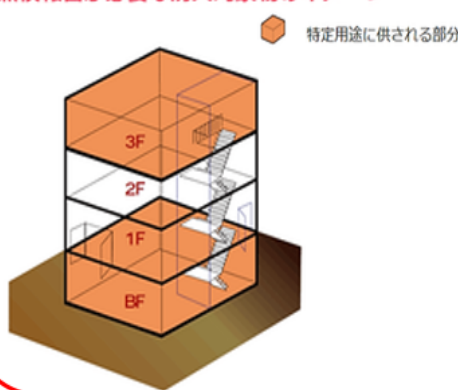
法令の基準による消防用設備等が設置されているか

## 定期点検と報告を要する防火対象物

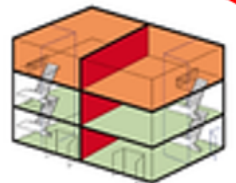
1項	イ	劇場・映画館・演芸場等
	ロ	公会堂・集会場
2項	イ	キャバレー・カフェ等
	ロ	遊技場・ダンスホール
	ハ	風俗営業等施設
	ニ	カラオケボックス等
3項	イ	待合・料理店等
	ロ	飲食店
4項		百貨店・マーケット等
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所
6項	イ	病院・診療所・助産所
	ロ	老人ホーム等入所施設
	ハ	ディサービス等通所施設
	ニ	幼稚園・特別支援学校
9項	イ	蒸気浴場(サウナ・岩盤浴)
16項	イ	複合用途で1～6,9に該当するもの
16項の2		地下街

防火対象物全体の収容人員	30人未満	30人以上300人未満	300人以上
点検報告の義務	点検報告の義務はありません	次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります 1. 特定用途が3階以上の階又は地階に存するもの 2. 階段が1つのもの(屋外に階段が設けられていれば免除)	全て点検報告の義務があります

### \*点検報告が必要な防火対象物のイメージ

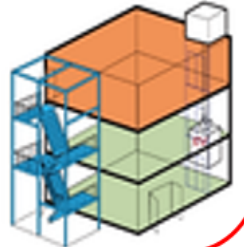


階段が2つある場合でも、**間仕切り等**により1つの階段しか利用できない場合



### \*点検報告が必要ないもの

階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合



報告に必要な書類等(2部作成し管轄の消防署に提出してください。)

- ・防火対象物点検結果報告書
- ・防火対象物点検票

# 防災管理点検報告制度

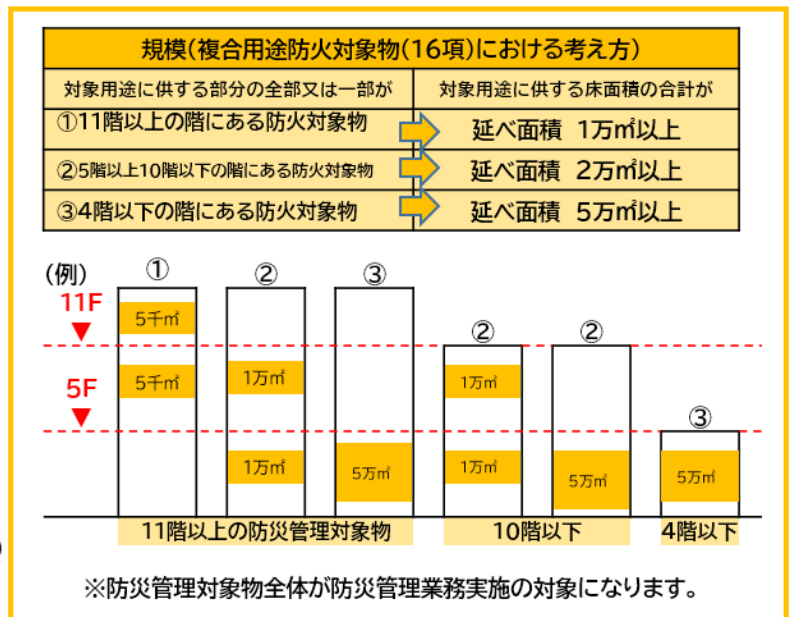
大規模な防火対象物の管理権原者は、防災管理業務を実施するとともに、**防災管理点検資格者**に建物の地震対策等の災害時に必要となる事項について1年に1回点検をさせ、その結果を消防署長に報告する制度です。

## 防災管理点検報告が必要な防火対象物

対象用途		規模
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)	①階数が11以上の防火対象物 <b>延べ面積 1万㎡以上</b>
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)	
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)	
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)	②階数が5以上10以下の防火対象物 <b>延べ面積 2万㎡以上</b>
公衆浴場等 (9項)	車両の停車場等 (10項)	
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)	③階数が4以下の防火対象物 <b>延べ面積 5万㎡以上</b>
駐車場等 (13項イ)	その他の事業場等 (15項)	
文化財である建築物 (17項)		
地下街 (16項の2)		<b>延べ面積 1,000㎡以上</b>

※共同住宅 (5項ロ)、格納庫等 (13項ロ)、倉庫 (14項) は含まれない。

点検が必要な対象物は、**自衛消防組織の設置義務**・**防災管理者の選任義務**がある対象物です。



## 主な点検項目

防災管理者を選任しているか

自衛消防組織が設置されているか

地震対策のための設備及び資機材の点検が行われているか

避難訓練が1年に1回以上実施されているか

避難階段に避難の障害となるものが置かれていないか

地震発生時の被害想定及び対策が取れているか

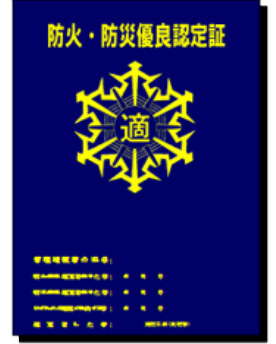
報告に必要な書類等(2部作成し管轄の消防署に提出してください。)

- 1.防災管理点検結果報告書
- 2.防災管理点検票

# 特例認定制度

管理権原者が消防署長に申請し、一定の要件に適合すると、防火対象物定期点検報告及び防災管理点検報告の義務が3年間免除される制度です。

防火対象物全体が特例認定を受けた場合は、優良な建物の証である「優良認定証」を掲出することができます。



## 主な認定要件

申請者が管理を開始してから3年以上経過している

過去3年以内の報告において、不適合箇所がない

過去3年間以内に特例認定の取り消しを受けていない

過去3年以内に点検報告の未実施または虚偽の報告がされていない

過去3年以内に消防法令違反による命令を受けていない

消防法令違反や認定取り消し事由が現にない

## 認定の失効

- ・認定を受けてから3年が経過したとき ※失効前に新たに認定を受けることにより継続できます
- ・防火対象物の管理について権限を有する者が変わったとき

## 認定の取消し

消防法令違反が発覚した場合、認定が取り消されます。

## 申請書

防火対象物点検報告 特例認定申請書

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/008/657/boukatokurei.doc](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/657/boukatokurei.doc)

防災管理点検報告 特例認定申請書

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/008/657/bousaitokurei.doc](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/657/bousaitokurei.doc)

## 受付窓口

点検報告書及び特例認定申請書の受付窓口は、建物の所在する管轄の消防署です。管轄消防署は

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/002/465/kankatu.pdf](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/465/kankatu.pdf)をご確認ください。